

ふくいインターンシップ宿泊費助成制度の概要

【助成対象者】

「夏季インターンシップ事業」の「長期コース」または「一般コース」に参加し宿泊した者で、次の条件を満たす方

- (1) 福井県外の出身者で、福井県外の大学等に通う学生（1ターン）
- (2) 福井県外の出身者で、福井県内の大学に通う学生（1ターン）のうち、
 - ① 学生の県内居住地からインターンシップ先企業までの直線距離が40kmを超える場合。
または
 - ② 公共交通機関の利用が不便なために企業の始業時間に間に合わないおそれがある場合。
- (3) 福井県内の出身者で、福井県外の大学等に通う学生（Uターン）のうち、
 - ① 学生の実家からインターンシップ先企業までの直線距離が40kmを超える場合。
または
 - ② 公共交通機関の利用が不便なために企業の始業時間に間に合わないおそれがある場合。
- (4) 福井県内の出身者で、福井県内の大学等に通う学生（県内生）のうち、
 - ① 学生の実家からインターンシップ先企業までの直線距離が40kmを超える場合。
または
 - ② 公共交通機関の利用が不便なために企業の始業時間に間に合わないおそれがある場合。

【助成対象費用と対象期間】

- (1) 対象費用は、研修参加に必要な宿泊費用です。
- (2) 対象期間は、研修参加の前日から研修終了日の前日までの期間とし、休業日等を挟む場合はその日を含みます。ただし14日を限度とします。
- (3) 研修終了日において、交通事情等で帰宅できない場合は、1日延泊を認めます。

【助成対象費用から除くもの】

次の費用は、助成対象費用から除きます。

- ① 宿泊費に含まれる飲食代（朝食付きプランで食事代を切り分けできない場合は助成対象に含めます。）
- ② 他の公的機関及び企業から同趣旨の補助を受けている場合の費用

【助成金額】 1泊当たりの宿泊費の2分の1以内とします。ただし、3000円を限度とします。

【助成金の申請】

- (1) 研修実施前に事前申請書を提出。
- (2) 研修実施後、9月末日までに、助成申請書、領収書、研修活動報告書を福井県経営者協会に提出。
- (3) 領収書に関しては、学生本人宛名、金額、宿泊先、宿泊期間、支払日が記入されていること。
- (4) 前記（1）および（2）の提出先は、次の通りです。

〒918-8004 福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル7階

福井県経営者協会 インターンシップ担当（電話：0776-63-6201、メール：info@fukuikeikyo.jp）